

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第9節 無条件免税 （携帯品の無条件免税） 14－11 法第14条第7号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。 (1)～(3) （省略） (4) 本邦に入国する旅客が携帯して輸入する<u>加熱式たばこ</u>について、規則第2条の4第2項の表の第1号及び第5号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、<u>同表の第1号については小売用として個装された箱又はパッケージ（以下「個装等」という。）3個、同表の第5号については個装等10個とする。</u> <u>ただし、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの間は、同表の第5号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、個装等20個とする。</u> (5) 船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、上陸するごとに規則第2条の4第2項の表の第1号から第4号の下欄に掲げる数量以下のものの関税を免除する。なお、資格内変等の一時上陸以外の目的で下船（退職のための下船を除く。）する船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、規則第2条の4第2項の表の第5号の下欄に規定する数量を適用する。 (6) （省略） (7) 規則第2条の4第4項に規定する総額の算定に含めないこととした物品は課税しないこととなるので、留意する。 (8)・(9) （省略）	第9節 無条件免税 （携帯品の無条件免税） 14－11 法第14条第7号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。 (1)～(3) （同左） (4) 本邦に入国する旅客が携帯して輸入する<u>たばこ</u>について、規則第2条の4第2項の表の第5号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、<u>本邦において製造されて輸出用として売り渡されたたばこ及びそれ以外のたばこについて、外国製たばこに適用される数量と同数量とする。</u> (5) 船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、上陸するごとに規則第2条の4第2項の表の第1号から第4号の下欄に掲げる数量以下のものの関税を免除する。なお、資格内変等の一時上陸以外の目的で下船（退職のための下船を除く。）する船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、規則第2条の4第2項の表の第5号の下欄に規定する「<u>居住者である場合</u>」の数量を適用する。 (6) （同左） (7) 規則第2条の4第4項<u>ただし書き</u>に規定する総額の算定に含めないこととした物品は課税しないこととなるので、留意する。 (8)・(9) （同左）